

第3期広島県医療費適正化計画の素案に係る県民意見 (パブリックコメント) とその対応について

1 意見の件数

5件(1団体)

提出方法: 電子メール1団体

2 県民意見(パブリックコメント)の内容と対応について

(1) 総論

番号	意見の内容	考え方・対応方針	該当頁
1	いのちと健康を守るため、社会生活に必要な医療・介護の制度を整備することは国の責任であり、公的部分を抑制することは、この責任の放棄につながりかねません。医療費削減を前提とした国の考え方に従うのではなく、県民のいのちと健康を守る立場を最優先に、計画を見直す必要があると考えます。	本計画は、安心して医療を受けられる体制を構築するとともに、県民の健康増進や医療の効率化を通じて、医療費の適正化を図るべきものであると考えております。	—

(2) 目標に関すること

番号	意見の内容	考え方・対応方針	該当頁
2	後発医薬品の使用割合の数値目標化や重複・頻回受診の是正指導は、必要な治療が制限される恐れがあります。	後発医薬品の使用促進や重複・頻回受診者への指導に当たっては、受診抑制につながらないよう留意する必要があると考えております。	53頁 55頁
3	「広島県保健医療計画」や「広島県地域医療構想」では病床削減が数値目標化されており、医療費削減が見込まれることから、これらの効果額(削減額)も示すべきです。	医療費適正化効果額については、厚生労働省において作成された医療費適正化計画推計ツールを基に算出しています。 当推計ツールは、病床機能の分化及び連携による医療費への影響額は算出できないものとなっております。	73頁

(3) 施策に関すること

番号	意見の内容	考え方・対応方針	該当頁
4	自立支援(地域包括支援センターへの指導、地域ケア会議の任務)が強調されているが、必要な介護サービスが提供できるようにする施策でこそ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるのではないのでしょうか。	関係計画とも連携を図り、全ての県民が必要な介護サービスを適切に利用できる体制の構築に努めてまいります。	67頁 68頁

(4) 計画推進に関すること

番号	意見の内容	考え方・対応方針	該当頁
5	<p>保険者協議会は、保険者のほか医療機関なども参加が強制させられ、KDB（国保データベース）やレセプトデータ等を基に、医療費を抑制する様々な手立てが協議され、参加団体に医療費削減施策が促されるものと考えます。</p> <p>計画の達成のため、保険者協議会に県が関与し、機能強化を図るとあるが、保険者協議会はどのような機能と具体的権限をもつか明記し、その妥当性を広く関係者に問うべきであると考えます。</p>	<p>保険者協議会は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき都道府県ごとに設置され、都道府県、医療保険者、後期高齢者医療広域連合により構成される協議会です。医療関係者に対して、参画や助言を求めることができますが、参加を強制するものではありません。</p> <p>また、保険者協議会の業務は、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整、医療保険者に対する必要な助言又は援助、医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析と定められております。</p>	77 頁

皆様の貴重な御意見、御提言をいただきましてありがとうございます。

いただいた御意見、御提言は、計画本体や計画期間中の取り組みに活かしてまいります。